相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字北田二六六番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　若林　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地　岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地　相続財産管理人　森崎　信介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市上田字小鳥沢六三番地六、最後の住所岩手県盛岡市小鳥沢一丁目三一番五号　被相続人　亡　長山　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

岩手県盛岡市中央通一丁目一二番七号仁王惣門ビル五階Ｂ号室　相続財産管理人　弁護士　太田　秀栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市中央町五丁目四五八番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市佐貫町六一六番地プライムスクエアー佐貫駅前三〇四号室　被相続人　亡　安達　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

事務所茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一五番地三　藤田ビル　相続財産管理人　弁護士　眞鍋　涼介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市船津川町一五七七番地三、最後の住所栃木県佐野市堀米町三三五四番地一　被相続人　亡　関根熊二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

栃木県宇都宮市西大寛一丁目五番一三号　相続財産管理人　安田　真道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市相之川三丁目一〇番、最後の住所千葉県市川市相之川三丁目一〇番六号　被相続人　亡　菊地　晴樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

事務所千葉県千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道富良野市字下富良野市街地西二条北二丁目、最後の住所東京都文京区向丘二丁目三番八―六〇三号　被相続人　亡　武山　典彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都港区六本木七丁目七番一三―一一〇一号　被相続人　亡　髙山成洋こと　姜　成洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

事務所東京都中央区八重洲二丁目八番七号福岡ビル六階石嵜・山中総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山中　健児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区東日本橋三丁目一〇番地四、最後の住所東京都墨田区立花四丁目二八番四―一〇八号ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ亀戸俵山ビル　被相続人　亡　俵山サダノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

事務所東京都千代田区麹町三―一二―五近代ビル七階横松総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横松　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市高津区溝口五丁目一一八八番地、最後の住所川崎市高津区末長七九五番地アダチアパート　被相続人　亡　菊地　信孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　相続財産管理人　弁護士　久貝　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市善行一丁目一一番地一四、最後の住所神奈川県藤沢市石川六丁目二五番地の三ユーミーレジデンスタウン湘南台四〇五号室　被相続人　亡　村田　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階　相続財産管理人　弁護士　原田　雅紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区五十嵐二の町八三一二番地一七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

事務所新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番地一西堀セントラルハイツ二〇三号　相続財産管理人　弁護士　犬井　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市羽鮒一一九三番地、最後の住所静岡県富士宮市羽鮒八五九番地の二　被相続人　亡　望月　昌俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号　小長谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町房島五五一番地一、最後の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方四六八番地　被相続人　亡　林　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

事務所名古屋市千種区内山三丁目二六番一七号千種駅カスタムビル三階　よつば法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市津田南町二六〇番地、最後の住所大阪府貝塚市地蔵堂一九三番地一〇　被相続人　亡　鹿田　保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル七階　相続財産管理人　弁護士　山下　良策